

令和6年4月入学のお子様がいらっしゃる会員様へ

対象:会員のみ

給付金(小・中学校入学祝金)請求の際に、就学通知書または入学通知書のコピーを添付して、申請書と提出してください。その他の給付金については、共済HPをご覧ください。

●受給資格:会員登録日から1年未満の方は、給付金ができません。会員登録日から1年以上2年未満の方は、半額の給付金ができます。会員登録日から2年以上の方は、満額の給付金ができます。●請求方法:給付申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて共済センターへ持参または郵送。(給付申請書は共済センターにご請求いただくか、共済HPからダウンロードしていただけます)●請求期間:給付事由が発生した日から1年以内にご請求ください。1年以内に申請がない場合は、受給資格を失います。また、ご夫婦ともに会員の場合、該当する給付事由はどちらも請求できます。



＼申請書はコチラ／



＼給付金はコチラ／

